

平成29年4月3日

都道府県等各行政庁
建設業団体等 御中

公益財団法人 建設業適正取引推進機構
理事長 大石 雅 裕

建設業取引適正化センター業務の継続実施のお知らせ
及び周知・協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構は、昨年度に引き続き国土交通省から委託を受けて、建設工事の請負契約をめぐる元請・下請間等のトラブルの相談窓口として「建設業取引適正化センター」を下記のとおり設置することといたしました。

建設業取引適正化センター業務は、建設業の取引適正化の推進に寄与することを目的として、元請・下請間等の建設工事の請負契約に関するトラブル等の相談について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法の説明や関係法令の所管部局である行政機関の紹介、建設工事紛争審査会等の紛争処理機関の紹介を行うなどにより、トラブル等の早期解決のための支援をいたします。

この事業は、多くの建設企業の方々に周知されることが必要ですので、建設企業との関わりの深い機関、団体のご協力が不可欠と考えております。

つきましては、業務ご多忙の中甚だ恐縮に存じますが、建設業取引適正化センターのリーフレットをご送付申し上げますので、お問い合わせ等があった場合にはご活用いただければ幸いに存じます。

なお、リーフレットの追加が必要な場合は、お手数ですが当機構までご連絡頂ければお送りいたします。

記

開設日 平成29年4月1日（土）～平成30年3月31日（土）

受付時間 9：30～17：00

（土日、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）

場 所 センター東京

東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3階

電話 03-3239-5095 Fax 03-3239-5125

センター大阪

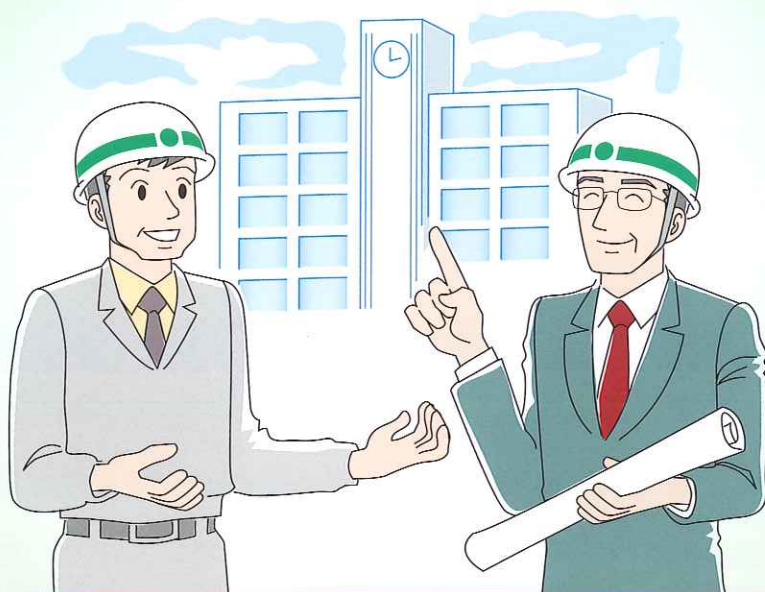
大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3階

電話 06-6767-3939 Fax 06-6767-5252

以 上

建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口



トラブルを解消して、健全な取引をしよう!!

建設業取引適正化センター

センター東京 TEL.03-3239-5095

センター大阪 TEL.06-6767-3939

【受付時間】9:30～17:00(土日、祝日を除く)

☆相談内容をトラブルの相手方や第三者に口外することはありませんので、安心してご相談ください。

★建設業取引適正化センター業務は国からの受託事業です。

(公財) 建設業適正取引推進機構

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間

● 苦情の申出、相談できる事項

元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

苦情・相談の例

- 契約書を交付してもらえない。あるいは、支払い方法・期日などが記載されていない。
- 元請・下請間の取引について代金の支払いをめぐるもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理をされて困っている。
- 建設業法や関係法令に違反すると考えられる行為を元請から受けている。

相談を受けた場合には、アドバイス、紹介

- 紛争の解決や、今後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)を紹介します。
- **あっせん、調停、仲裁等の紛争解決手続きは行うことができません**が、あっせん、調停、仲裁等を希望する方には建設工事紛争審査会等の紛争処理機関を紹介します。また、申請する際の手書類作成等のアドバイスを行います。

同等の苦情、トラブルの相談に応じます!

● 相談指導員

センター東京及びセンター大阪では、弁護士、土木の専門家又は建築の専門家である相談指導員に相談をすることができます。

相談料は、無料です。

● 相談申込みの手続き

- (1)相談しようと思われる方は、まず、裏面に記載のセンター東京又はセンター大阪に電話されるか、(公財)建設業適正取引推進機構のホームページ掲載の「相談申込書」を印刷し必要事項を記入の上、裏面に記載のいずれかのセンターにファックス又はEメールにてお送りください。
- (2)上記センターでは、相談申込書をもとに電話にて相談の概要をお聴きした上で、その内容を検討し、
 - ①簡単な事案については、電話にてアドバイス等を行います。
 - ②専門家のアドバイスを希望する事案等については、弁護士、土木又は建築の専門家の相談指導員との相談日を連絡しますので、指定された日時にセンターまでお越しください。なお、相談時間は1時間以内となります。